

## 宇部市桃山中学校地下埋設高圧ケーブル切断事故調査委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市において発生した桃山中学校地下埋設高圧ケーブル切断事故（以下「ケーブル切断事故」という。）に関する公表の時期、内容、方法等について調査を行うため、宇部市桃山中学校地下埋設高圧ケーブル切断事故調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 調査委員会は、市長の諮問に応じ、ケーブル切断事故に関する公表の時期、内容、方法等について調査審議し、答申するものとする。

### (組織)

第3条 調査委員会は、委員4人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 学識経験者
- (3) 報道関係者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

3 委員は、当該諮問に係る答申が終了したときは、解任されるものとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 調査委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選任されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議は、書面により開催することができるものとする。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 調査委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

6 会議は、原則として非公開とする。

### (秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年11月11日から施行する。